

第62回 南国市美術展覧会

【一般の部】【幼児・児童・生徒の部】同時開催

■日時／12月4日(日)～11日(日) 9時～17時
(4日は10時開場、11日は16時閉場)

■場所／南国市立スポーツセンター

■開会式・表彰式(一般の部のみ)

12月4日(日)10時30分から特選・褒状・奨励賞の表彰を行います。

■感染症対策

入場時は検温・マスクの着用をお願いします。

■問い合わせ

【一般の部】

生涯学習課 ☎088-878-6070

【幼児・児童・生徒の部】

学校教育課 ☎088-880-6568



シリーズ国営ほ場整備③①

下島工区の工事が始まりました



表土はぎ取り前(9月末)



表土はぎ取り中(10月末)

9月から、下島工区のほ場整備事業の工事が始まりました。

写真は、表土はぎ取りを行っているところです。

工程

- ①表土はぎ取り
- ②雑物除去
- ③整地工(基盤切盛、道路・用水路配備など)
- ④整地工(基盤整地)
- ⑤表土戻し、耕起

今後は構造物の取り壊しや基盤の切り盛りなどに
取り掛かっていく予定です。

今後も工事の進展をお知らせしていきます。

■問い合わせ／農地整備課 ☎088-880-6586

税務課からののお知らせ

家屋調査にご協力ください

令和5年度固定資産税の課税に向けて家屋の調査をしています。調査へのご協力をお願いします。

■新築・増築・取り壊し

令和4年中に、家屋の新築や増築などによる床面積の増減、または取り壊しをした場合は、12月中にご連絡ください。
※すでに税務課職員による聞き取り調査が終了している場合は、連絡は不要です。

■所有者の変更は届け出を

売買・贈与・相続などで、未登記の家屋(法務局で登録されていない建物)の所有者を変更した場合は、税務課に届け出をお願いします。

※なお、登記家屋などの所有者変更は、法務局での手続きとなりますので、税務課への届け出は不要です。



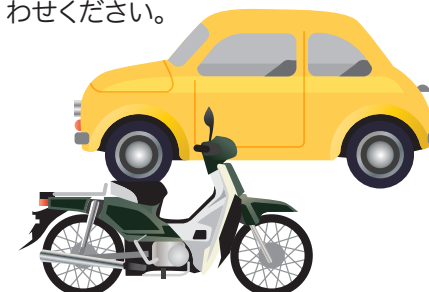
手元に無い 軽自動車・バイクの納付書 が届いていませんか?

軽自動車税は毎年4月1日時点の所有者に課税されます。仮に使用してなくても、廃車や名義変更の手続きが完了していない場合は、所有者として課税されます。

手元にない軽自動車やバイクなどの納付書が届いていないか、ご確認をお願いします。

盗難や紛失の場合も、届出を警察署に出した後、管轄窓口での廃車手続きが必要です。

ご不明な場合は、下記までお問い合わせください。



事業用資産は申告が必要です

固定資産の課税対象には、土地、家屋の他に「償却資産」があります。主な資産の例は下表のとおりです。

毎年1月1日現在で、市内で事業を行っている個人事業主・法人の方は、1月末までに所有している償却資産の申告が必要です。申告方法・申告書など、詳しくは南国市ホームページをご覧ください。

業種の例	主な償却資産の例
各業種共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、(袖)看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、自動販売機、舗装路面、簡易間仕切り、駐車場設備、太陽光発電設備、ブラインド、LAN設備、受変電設備 等
建設業	大型特殊自動車(分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」、発電機 等
喫茶・飲食店	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、テレビ、カラオケ機器 等
理容・美容業	理容・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、パーマ器、サインポール 等
不動産貸付業	門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装、太陽光発電設備、中央監視制御装置 他
農業	ビニールハウス、自走式耕運機・田植機、乾燥機、もみすり機 等

南国市ホームページ



■届出・問い合わせ／税務課 ☎088-880-6554
資産税係(家屋調査・償却資産)、税務管理係(軽自動車・バイクなど)